

令和6年度サイクリスト向け SCC（佐賀サイクリングクラブ）情報発信事業 業務委託プロポーザル実施要領公示

本県が実施する令和6年度サイクリスト向け SCC（佐賀サイクリングクラブ）情報発信事業の業務を受託する事業者を選定するプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

佐賀県では、県内の自然、文化、食といった観光資源を活かしたサイクルツーリズムを推進しており、佐賀県観光連盟ホームページ内に開設した Web サイト「SCC（佐賀サイクリングクラブ）」では県内のサイクリスト向け広域推奨ルート5つを紹介している。

佐賀サイクリングクラブ並びに佐賀県のサイクルツーリズムの認知度向上と自転車周遊人口の増加を目的に、本事業ではサイクリスト向けに SCC の情報を発信する。

2 業務委託の内容及び期間

別添の業務委託仕様書のとおりとする。

3 参加要件

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規

定する暴力団員を言う。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 募集方法

県ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 プロポーザル及び審査の実施方法

提出された企画提案書等により、参加者がプレゼンテーションを行う。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

また、プロジェクター及びスクリーンは県で準備するが、パソコン等については参加者が準備すること。なお、WEBによる審査会への参加も可能とする。

審査員は、別表の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、評価点の合計が配点の合計の6割に達しない点数をつけた審査員がいる場合は、その提案を選定の対象外とする。

6 企画提案の内容

別添の業務委託仕様書に記載している業務内容について提案すること。

7 仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、令和6年5月8日(水)12時00分までに、様式第1号に記入の上、「18 問い合わせ先」に記載の連絡先へ電子メールにより提出すること。受付期間に寄せられた質問については、原則として令和6年5月10日(金)までに県ホームページに質問内容及び回答を掲載する。

8 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、下記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和6年5月17日(金)17時15分まで

(2) 提出書類 ①参加資格確認申請書 1部(様式第2号)

②会社概要(パンフレットで可) 1部

③誓約書

1部（様式第3号）

※「誓約書」の氏名の欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、契約、申請等の担当部署の責任者（所属長レベルを想定）の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名及びふりがなを記名とすることができる。

また、法人の場合にあっては、契約、申請等の担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。

(3) 提出方法 郵送又は持参（期限内必着）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) 確認結果 令和6年5月24日（金）（予定）までに通知する。

9 提案書及び添付資料の提出について

(1) 提出期限 令和6年5月29日（水）12時00分まで

(2) 提出書類

①表紙（様式第4号） 正本1部 副本7部

②提案書（任意様式） 8部

③本業務委託の実施スケジュール案 8部

④見積書（任意様式） 8部

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

⑤業務体制表（任意様式） 8部

本業務委託の実施体制が分かるもの。

⑥実績書（様式第5号） 8部

(3) 提出方法 郵送又は持参（期限内必着）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

10 審査会の開催について

(1) 日時 令和6年6月5日（水）午前中

※個別の時間については、参加者に別途通知する。

(2) 場所 佐賀県庁新館7階 地域交流部会議室（佐賀市城内1丁目1-59）

(3) 持ち時間 1社当たりプレゼンテーション10分以内、質疑応答20分以内を予定。

なお、参加者数により変更となる場合があり、参加者確定後、別

途通知する。

WEB による審査会への参加も可能とする。

評価点の合計が配点の合計の 6 割に達しない点数をつけた審査員がいる場合は、その提案を選定の対象外とする。

- (4) 結果の通知 文書により令和 6 年 6 月 7 日（金）（予定）までにすべての審査会参加者に対して通知する。

1 1 実施スケジュール

令和 6 年 4 月 1 9 日（金）	県ホームページでの公募開始
令和 6 年 5 月 8 日（水）12 時 00 分	質問書提出期限
令和 6 年 5 月 1 0 日（金）	質問書に対する回答期限
令和 6 年 5 月 1 7 日（金）17 時 15 分	参加資格確認申請書等提出期限
令和 6 年 5 月 2 9 日（水）12 時 00 分	企画書等提出期限
令和 6 年 6 月 5 日（水）午前中	審査会（場所：新館部内会議室）
令和 6 年 6 月 7 日（金）（予定）	委託業者決定通知
～令和 6 年 6 月中旬	仕様書協議・見積決定
令和 6 年 7 月中旬	契約

1 2 プロポーザルの取りやめ等

- (1) 審査員への接触などプロポーザルを公平に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由によりプロポーザルをすることができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期し、又は取りやめることがある。

1 3 費用負担

プレゼンテーション、企画書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

1 4 留意事項

- (1) 提出物は、返却しない。
- (2) 提出された企画書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (3) 提出された企画書等は、企画提案の選定の目的以外で使用しないものとする。
- (4) 提出する企画案は参加者 1 社につき 1 提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (5) 県が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (6) 虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさな

い者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

- (7) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (8) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たさなくなった場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10) プロポーザルについての問い合わせはメールのみで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

1 5 遵守事項

受託事業者は、契約の履行に当たって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、本県職員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施に当たり、関連する法律等を遵守しなければならない。

1 6 契約書

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が整った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

1 7 契約事項

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 佐賀県財務規則第115条第3項各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 8 問い合わせ先

佐賀県文化・観光局観光課 観光企画担当

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59

TEL 0952-25-7386

FAX 0952-25-7304

Mail kankou@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めています。